

「第11次広島県交通安全計画（素案）」について

〔令和3年4月19日〕
〔県民活動課〕

1 要 旨

中央交通安全対策会議において、3月29日に決定された国の第11次交通安全基本計画に基づき、国、県、県警、JR等で構成する広島県交通安全対策会議において、「第11次広島県交通安全計画」を策定する。

2 計画の概要

(1) 性 格

交通安全対策基本法で策定が義務付けられた都道府県計画
国の交通安全基本計画に基づき、県域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱を定めるもの

(2) 策定主体

知事を会長とする「広島県交通安全対策会議」
構成員：国の指定地方行政機関、県、県警、県教委、市町、消防、JR、ネクスの17機関

(3) 計画期間

令和3年度～令和7年度の5年間

(4) 施策体系

項目	小項目
1 道路交通の安全	(1) 道路交通環境の整備
	(2) 交通安全思想の普及徹底
	(3) 安全運転の確保
	(4) 車両の安全性の確保
	(5) 道路交通秩序の維持
	(6) 救助・救急活動の充実
	(7) 被害者支援の充実と推進
	(8) 研究開発及び調査研究の充実
2 鉄道交通の安全	(1) 鉄道交通環境の整備
	(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及
	(3) 鉄道の安全な運行の確保
	(4) 鉄道車両の安全性の確保
	(5) 救助・救急活動の充実
	(6) 被害者支援の推進
	(7) 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
3 踏切道における交通の安全	(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良等の促進
	(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
	(3) 踏切道の統廃合の促進
	(4) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

(5) 現況・問題点と対策

ア 道路交通の安全

(ア) 道路交通環境の整備

現況・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通事故死者数の5割が歩行中・自転車乗車中、そのうち約半数が自宅から500m以内の身近な場所での交通事故 ② 死者数のうち65歳以上が約半数を占め、未就学児や児童が犠牲となる事故も発生 ③ 人口減少や少子高齢化、生活様式の変化により、生活交通の維持・確保が困難化 ④ 豪雨、地震、津波等の災害に備えた道路や災害に強い交通安全施設等の整備推進
対策	<ul style="list-style-type: none"> ①② 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ③ 高齢者等の移動手段の確保・充実 ④ 災害に備えた道路交通環境の整備

(イ) 交通安全思想の普及徹底

現況・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全意識の向上、交通マナーの習得などに関する学習機会が不十分 ② 県民が容易に受け入れることができるよう、内容、手法を工夫した効果的な普及広報活動が不十分 ③ 少子高齢化過疎化の進展による地域における交通安全活動への参加・協働の希薄化
対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ② 交通安全運動の推進、横断歩行者の安全確保、自転車の安全利用の推進 ③ 行政、民間団体、企業等と住民連携を密にした地域における身近な活動の推進

(ウ) 安全運転の確保

現況・問題点	・高齢者の運転免許保有者数が増加傾向にあり高齢運転者による交通事故が増加
対策	・教育や臨時適性検査等の確実な実施を通じた高齢運転者対策の充実

(エ) 車両の安全性の確保

現況・問題点	・高齢運転者による事故や子供の安全の確保が喫緊の課題
対策	・先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進、自動運転車の安全対策・活用の推進

(オ) 道路交通秩序の維持

現況・問題点	・交通ルール無視による事故を防止するための道路交通秩序の維持
対策	・交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(カ) 救助・救急活動の充実

現況・問題点	・交通事故の負傷者の救命率・救急効果を向上させるため、救命措置の充実や早期に救急医療が提供できる体制の整備
対策	・救急救命士の養成・配置等の促進、ドクターヘリ事業の推進

(キ) 被害者支援の充実と推進

現況・問題点	・交通事故被害者の精神的な打撃、知識や情報の不足
対策	・自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

(ク) 研究開発及び調査研究の充実

現況・問題点	・交通事故発生要因の複雑化、多様化
対策	・高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進

イ 鉄道交通の安全

現況・問題点	① 鉄道施設、運転保安設備等に係る信頼性の保持 ② 事故防止のための利用者等の協力 ③ 鉄道事業者への保安監査等の実施、適切な指導 ④ 事故発生に伴う救助・救急活動の円滑な実施
対策	① 鉄道施設の安全性の向上や運転保安設備等の整備 ② 交通安全運動や踏切事故防止の広報活動の実施 ③ 保安検査の実施や安全上のトラブル状況の共有 ④ 消防機関、医療機関その他関係機関との連携協力体制の強化

ウ 踏切道における交通の安全

現況・問題点	① 踏切道の立体交差化は計画どおりの推進が困難 ② 踏切遮断機を始めとした踏切保安設備の整備 ③ 危険性の高い狭小踏切道の存在
対策	① 踏切道の立体交差化の推進 ② 踏切保安施設の整備 ③ 立体交差化や構造の改良等に併せた踏切道の統廃合の促進

(6) 目標

ア 道路交通の安全

(ア) 死者数

10次計画	現状値 (R2)	11次計画
令和2年までに年間75人以下 (内高齢者35人以下)	71人 (内高齢者36人)	令和7年までに年間60人以下 (内高齢者33人以下)

(イ) 重傷者数 (国に準じて発生件数に替えて設定)

10次計画	(過去5年の重傷者数の平均)	11次計画
—	1,119人	令和7年までに年間700人以下

【参考】発生件数

10次計画	現状値 (R2)
令和2年までに年間8,000件以下	4,779件

イ 鉄道交通の安全

(ア) 乗客の死者数

10次計画	現状値 (R元)	11次計画
0人の継続	0人	0人の継続

(イ) 運転事故全体の死者数

10次計画	現状値 (R元)	11次計画
H27年度(10人)と比較し減少	7人	令和2年度と比較し減少

ウ 踏切道における交通の安全

踏切事故件数

10次計画	現状値 (R元)	11次計画
令和2年度までに27年度(4件)と比較し約1割削減	7件	令和7年度までに令和2年度と比較し約1割削減

3 今後の策定スケジュール

区分	2月	3月	4月	5月	6月	7月
【国】交通安全基本計画	●計画案発表	●3/29 計画決定				
【県】交通安全計画		●素案審議(幹事会)	●パブコメ	●計画案審議(幹事会)		
		●素案決定(幹事会)			●計画決定(本会議)	
生活福祉保健委員会への報告			◎素案			◎計画決定